

高齢者を中心に「注文していないのに健康食品が送られてきた！」
といった**健康食品の契約トラブル**が越前市内でも急増!!



◆トラブル事例…あなたもこのようなトラブルにあっていませんか?

- 健康食品が代引きで送られてきたので、母が申し込んだと思い代金を支払い受け取った。母に確認したら注文していないという。返金して欲しい。(70歳代男性)
- 「2か月前に注文を受けた健康食品を発送する。注文を受けてから製造した。3回続けて送ります」と電話。送らないでほしいと断っても、「1回目の商品はできている。今更キャンセルできない。明日、代引きで届くので2万円を用意しておいて」と言われた。受け取りたくない。(80歳代女性)

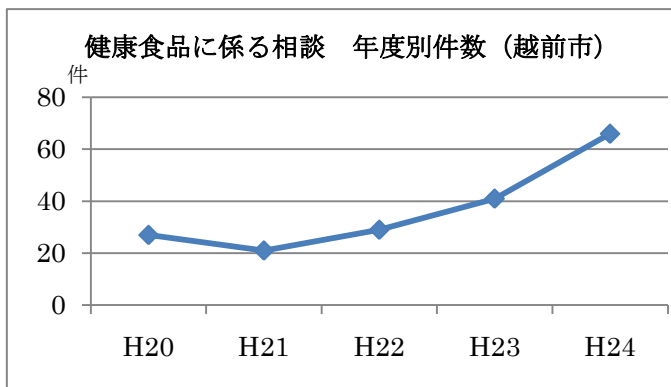
◆トラブルの対処方法

…こんな時どうしたらいいの?

申し込んだ覚えもないし、購入するつもりもない
「いりません」「お断りします」ときっぱり断りましょう。
商品が届いてしまった!

◇断ったにもかかわらず一方的に送り付けられた場合、商品を受け取り拒否しましょう。

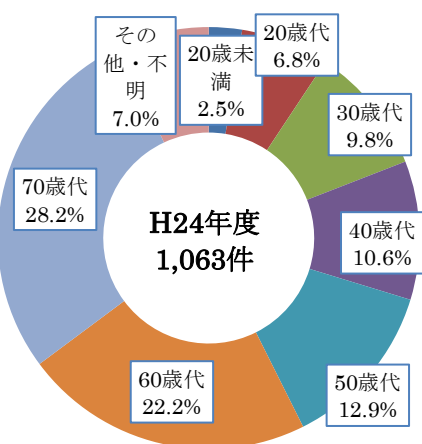
- ・安易に受け取らない。業者名と連絡先をメモして配達業者に持ち帰ってもらいましょう。
- ・代金を支払ってしまった場合でも、契約書を受け取った日から8日間は**クーリング・オフ**(無条件で契約解除)ができます。
- ・期間が過ぎても、解約できることもあるので、**あきらめずに相談してください。**



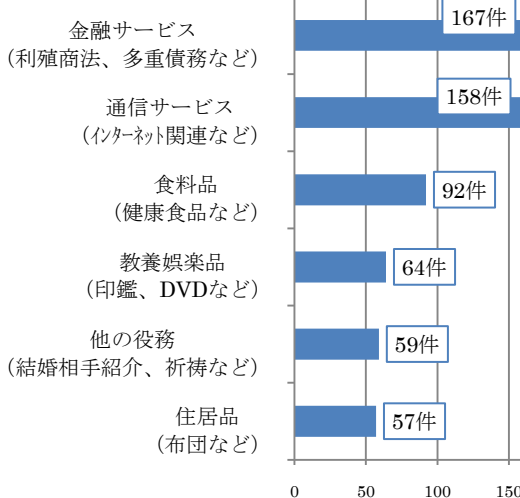
平成 24 年度越前市消費者センターで受けた消費生活相談概要

相談件数は 1,063 件、高齢者 (60 歳以上) の相談件数は過去最多!
電子メールでの架空請求や、詐欺的な儲け話のトラブル、健康食品の相談が増加!

契約当事者年代別割合



相談内訳 (上位 6 商品)



お知らせ

入場無料

いきいき消費者 フォーラム in2013

『学ぶことからはじめよう
～自立した消費者に向けて～』
講演、消費者団体による活動発表、体験教室などを行います。
とき 5月22日(水)
10:00~15:30
ところ アオッサ(JR福井駅東口)

講演 10:15~11:45
講師 弁護士 大淵愛子氏
「行列ができる法律相談所」出演
テーマ 人生のトラブル
そのとき私たちが出来ること

消費生活のご相談は...

越前市消費者センター ☎ 22-3773

JR武生駅前センチュリープラザ1階 相談日時/平日: 8:30~17:00

消費生活相談の他に、消費者が安全で安心な消費生活をおくることのできるよう、消費者出前講座を行っています